

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれのあるものです。

本校では、「いじめはどの学校、どの学級、誰にでも起こりうるものであり、いじめ問題に全く関係なく過ごせる児童はいない。」という基本認識にたち、人権尊重の精神を基盤にして、自分の人権を大切にし、他の人の人権も大切にし、「いじめのない明るい楽しい学校生活を送る」ことができるために、以下に定める基本方針に従って、いじめの防止等のための対策を推進します。

第1 いじめ防止等に向けた基本的な方針

1 いじめの未然防止

人権尊重の精神を基盤とした学校・学級づくりをめざし、児童一人ひとりの存在が認められ、自分の人権を大切にし、他の人の人権も大切にし、相手を尊重し、思い合う雰囲気づくりに学校全体で取り組みます。そのために、道徳の時間を要として児童の豊かな情操や道徳心等の醸成に努め、「いじめは決して許されない」という認識を、全ての児童がもつために学校教育活動全体を通して指導します。いじめを自分たちの問題として考えられるように指導し、傍観者を生まない集団づくりに努めます。

2 いじめの早期発見

「いじめはどこでも、どの児童にも起こる可能性がある」という基本認識に立ち、全ての教職員が児童の様子を常に観察し、見守ることを丁寧に行い、児童の小さな変化を見逃さない鋭い感覚と感性をもつとともに、教職員相互の積極的な情報交換により情報を共有します。ささいな兆候であってもいじめとの疑いを持って、児童が示す変化を見逃さないようにし、積極的にいじめを認知するよう努めます。

3 いじめへの早期対応

いじめを認知した場合には、特定の教職員で抱え込まず、組織的に対応する。被害児童を守り通すとともに、毅然とした態度で加害児童を指導します。教職員全員の共通の理解の下、保護者や関係機関の協力を得て組織的な対応に努めます。

4 重大事態への対処

重大事態が発生した場合は、すみやかに市教育委員会に報告し、その事態に対処するとともに、再発防止に努めます。

5 教職員の資質の向上

すべての教職員のいじめへの対応に係る指導力向上を図るため、校内研修を行います。また、いじめ防止の取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付け、評価結果を踏まえて改善に努めます。

6 家庭や地域社会との連携

社会全体で児童を見守り、健やかな成長を促すため、より多くの大人が児童の悩みや相談を受け止めることができるように、日頃から、家庭、地域社会との連携に努めるとともに、学校のホームページにいじめ防止基本方針を掲載します。

7 関係機関との連携

いじめの対応において関係機関と連携するために、その役割と業務を正しく理解し、いじめの防止等のための連携を行います。

第2 いじめ防止等のための組織（別図※）

本校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、「古高松小学校いじめ防止対策委員会」を設置します。構成員は、校長、教頭、生徒指導主事、養護教諭、当該学年主任とし、必要に応じて特別支援コーディネーター、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等、発達障害、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者も参加します。

第3 本校におけるいじめ防止等のための取り組み

1 いじめの未然防止

(1) 道徳教育及び体験活動

いじめの防止や生命尊重等に向けて、道徳の時間や学級活動、体験活動等の充実を図り、豊かな心を醸成するとともに、保護者と連携し、思いやりや感謝の気持ちを育成します。

(2) 傍観者を生まない集団づくり

「人権学習参観」の開催に合わせて、「強めよう絆月間」を11月に位置づけ、自分を大切にし、他の人も大切にすることを考え、主体的にいじめ防止等に取り組むよう指導し、いじめを行う者や傍観者を生まない集団づくりに努めます。

(3) 一人ひとりの存在感があり、活躍できる学習活動

児童の自主的な活動を支える委員会活動を充実させるとともに、コアラ隊によるボランティア活動を推進し、奉仕の心を育てます。

(4) 人とつながる喜びを味わう体験活動

友だちと心を通わせ、わかり合える楽しさや喜びを実感できる確かな力の育成と、対話の力を通して、相互交流の機会を設定し、人間関係調整能力を育成します。

また、学校行事や縦割り活動などの児童会活動、総合的な学習の時間や生活科における道徳性の育成に資する体験活動の推進を行います。

(5) 人とのかかわり方を身につけるためのトレーニング活動

自分と他人とでは思いや考えがそれぞれ違うことに気づき、そのような中でも認められる自分の存在があることを感じるにより、自尊感情をはぐくみ、明るく、楽しい学校生活を送ることができよう、朝の活動や学級活動の時間等において、ソーシャルスキルトレーニングを行います。

(6) インターネット等に関する指導・啓発

インターネットを通じて行われるいじめを防止するために、児童に対して情報モラルに関する指導を行うとともに、インターネット等の適切な利用について保護への啓発を行います。

(7) 関係機関や地域社会との連携

関係機関の役割と業務を理解した上で、関係機関や地域社会との連携を図ります。特に地域社会との連携については、古高松地区青少年健全育成連絡協議会とも連携した「あいさつ祭り」などの取り組みの機会を積極的に活用します。

2 いじめの早期発見

(1) 日常的な観察・情報共有

すべての教職員が、児童が示す変化を見逃さないように努めます。また、生徒指導委員会（SSI）や不登校傾向児童支援委員会（FSI）などの場を設定し、教職員相互の積極的な情報交換による情報の共有に努めます。

(2) 「アンケート」等を活用したいじめの把握

「学校生活に関するアンケート」を年間2回、「友だちアンケート」を学期ごとに3回、教育相談を学期ごとに1回実施し、児童の心の人間関係の悩み等を把握し、いじめに気付く学校をめざします。

(3) 教育相談体制の整備

児童の悩みを積極的に受け止めるため、教育相談窓口の周知を行い、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門家や教職員による教育相談を実施します。学校や家庭に打ち明けることが困難な状況の場合は、市教委「いじめ相談電話」や「いのちの電話」等の相談関係機関を紹介し、利用を促すことも検討します。

(4) 保護者との信頼関係の構築

家庭との連携を図るため、家庭訪問や連絡帳や電話連絡等を通して些細な事でも保護者と密に連絡をとるよう努めます。

3 いじめへの早期対応

(1) いじめを認知した時の対応

- ・いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めます。
 - ・いじめを認知した教職員は一人で抱え込まず、情報を共有します。
 - ・速やかに関係児童から事情を聴き取るなどして、事実関係を確認します。
 - ・事実確認の結果は、被害・加害児童の保護者に連絡します。
 - ・児童の生命・身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察署に通報し、適切な援助を求めます。
- (2) いじめられた児童又はその保護者への支援
- ・いじめられた児童から、事実関係の聴き取りを行います。
 - ・児童の個人情報の取り扱い等、プライバシーに留意して対応します。
 - ・家庭訪問や電話連絡等により、迅速に保護者に事実関係と、今後の対応を伝えます。
 - ・いじめられた児童にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族等）と連携し、守り通すことを前提にいじめられた児童に寄り添い支える組織体制をつくります。
 - ・状況に応じて、スクールカウンセラーなどの協力を得ます。
 - ・いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、必要な支援を行います。
- (3) いじめた児童への指導又はその保護者への助言
- ・いじめたとされる児童から事実関係の聴き取りを行います。
 - ・児童の個人情報の取り扱い等、プライバシーに留意して対応します。
 - ・いじめがあったことが確認された場合、いじめをやめさせ、再発防止に関する指導を行います。
 - ・いじめた児童への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させるように指導します。
 - ・家庭訪問や電話連絡等により、迅速に保護者に事実関係と今後の対応を伝え、保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する助言を行います。
 - ・いじめの内容が犯罪行為として取り扱われるべきものであると認める場合には、所轄の警察署と連携して対応します。特に、児童生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じるおそれがあると認められるときは、直ちに所轄の警察署に通報し、適切に対処します。
- (4) 学校全体への対応
- ・学級指導などを通して、いじめは絶対に許されない行為であることを指導します。
 - ・いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として考えるよう指導します。
 - ・全ての児童が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できる集団づくりに努めます。
 - ・いじめの解消については、いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間（少なくとも3か月を目安とする）継続していることと被害児童が心身の苦痛を感じていないこととします。いじめが再発する可能性があることを踏まえ、児童を日常的に注意深く観察することに努めます。

第4 重大事態への対処

1 報告

いじめにより、生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合や、いじめにより学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるような場合の重大事態を認知した場合は、速やかに市教育委員会への報告を行います。

2 調査

重大事態に対して、学校が主体となって調査を行う場合は、「古高松小学校いじめ防止対策委員会」を母体とした組織を新たに設置し、事実関係を明確にするための調査を行います。その際、調査は教育的配慮に基づき、児童の人権や個人情報保護等に十分留意して行います。

3 結果の提供

調査を行ったときは、いじめを受けた児童及びその保護者に対し、この調査に係る重大事態の事実関係等の必要な情報を、教育的配慮をした上で適切に提供します。調

査によって確認された事実関係等は、関係する児童やその保護者への継続的な支援、指導、助言等に活用するとともに、同様の事態の発生の防止に努めるために活用するよう配慮します。

第5 教職員の指導力の向上

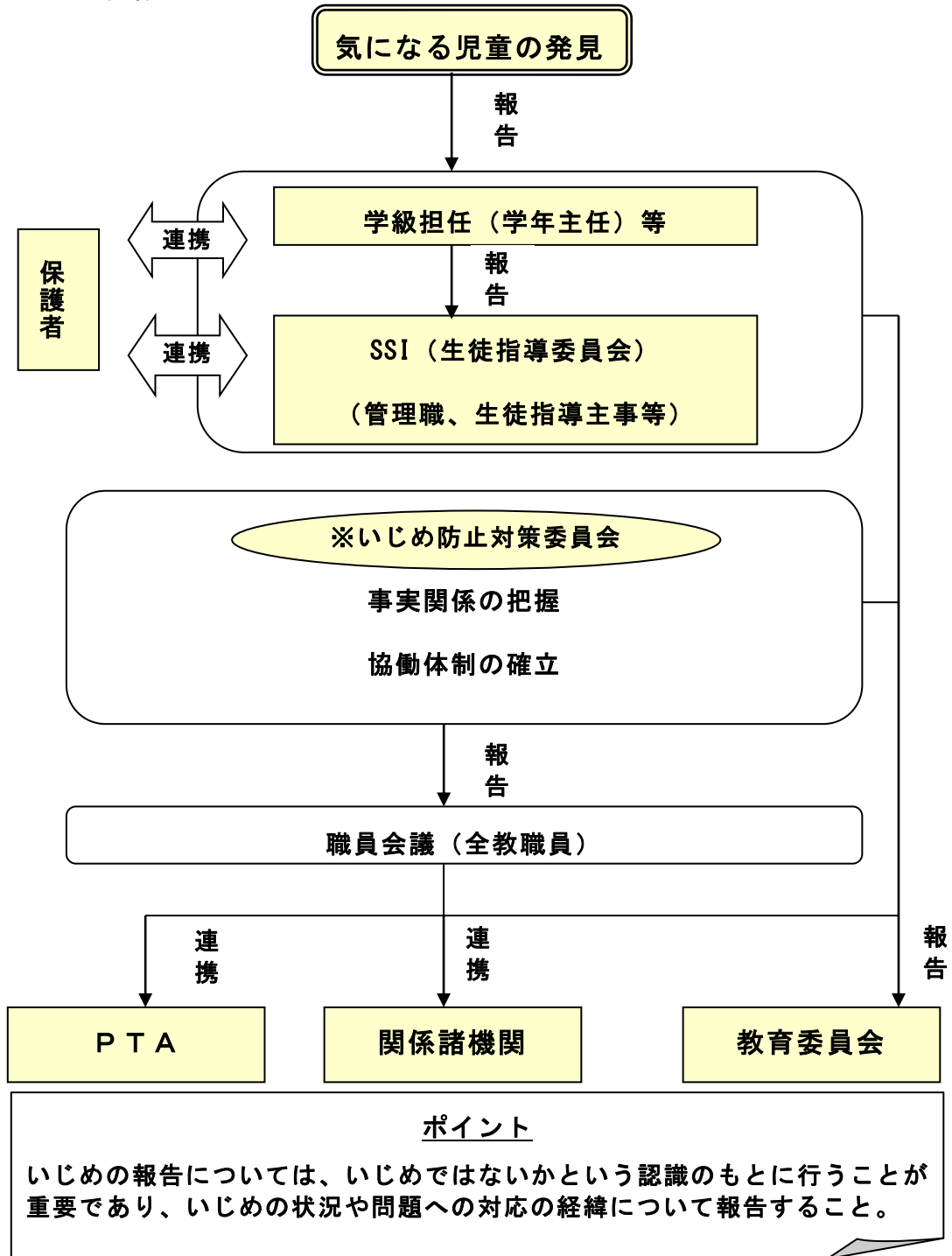
いじめへの対応に係る具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議で周知を図り、普段から教職員の共通理解を図ります。

「生徒指導提要」等の研修資料を活用して、いじめへの対応に係る教職員の指導力向上を図ります。

第6 その他

この基本方針は、実施状況等を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

いじめへの組織的な対応



※なお、重大な事案に関しては、「古高松小学校いじめ防止対策委員会」を母体とした組織

を新たに設置し、事実関係を明確にするための調査を行います。